会議名	令和４年　第3回外部評価委員会
日　時	令和４年８月４日(木)18:00～20:00
場　所	全員協議会室
構成員	壬生委員長、掛谷副委員長、寺田委員、宮﨑委員、小坂委員 【事務局:政策共創室　藤原室長、御坊谷室長代理、太田総括主査、吉岡総括主事、石橋主事】
出席者	○「生涯学習の推進(403)」 生涯学習部　　伊瀬部長 生涯学習推進室　矢島室長、岡田室長代理、甘庶主事 図書館　　加藤館長 中央公民館　　伊藤館長 ○「農業の振興(503)」 都市整備部　　西川部長 河川農水課　　大宅課長代理、山東総括主事

【内容】

1.　開会あいさつ

2.　ヒアリングの進行順序等

3.　施策のヒアリング

○「生涯学習の推進(403)」

○「農業の振興(503)」

4.　判定区分等についての協議

5.　その他

【要旨】

1.　開会あいさつ

事務局

・本日の出席は、委員定数5名に対して5名。阪南市外部評価委員会条例第5条第２項の規定によって本日の会議は成立していることを報告。

・本日の傍聴者は無し。

2.　ヒアリングの進行順序等

委員長

・案件２　ヒアリングの進行順序等について事務局から説明を。

事務局

・まず、施策の主担当課から、施策の概要を説明。説明者は、事前に事務局が提供した質問票の回答を踏まえ、簡略かつ適切な説明に心がけ、5分を目途に説明を終了してほしい。なお、説明時間５分を経過したときにベルを１回、さらに２分経過したときにベルを２回鳴らす。

・次に、説明終了後、30 分の質疑応答を設定。質疑応答時間の終了 5 分前にベルを 1 回、30 分経過したときにベルを 2 回鳴らす。質疑応答終了後は説明者が退席し、後続案件の説明者は速やかに説明者席に移動をお願いする。
・外部評価実施要領に基づき、施策のヒアリングは公開するが、判断区分等についての協議については、非公開とする。
・傍聴人がいる場合は、ヒアリング終了後退席してもらう。
・外部評価の結果については、後日会議録で公開。

3.　　施策のヒアリング
○「生涯学習の推進(403)」
委員長
・それでは、生涯学習部生涯学習推進室から説明を。
生涯学習推進室
・「施策のめざす姿」、「令和3年度の取組方針」はシートに記載しているとおり。
・「成果指標」による客観的分析に関して、「文化センター年間利用者数」、「公民館講座参加者数」、「図書館の住民一人当たりの貸出冊数」については、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、いずれの実績も低調に推移。
・「青少年指導員充足率」について、計算式に使用している「青少年数」は、平成29年4月末時点「6，202人」、平成30年4月末時点「6，179人」、平成31年4月末時点「6，018人」、令和2年4月末時点「5，747人」、令和3年4月末時点「5，573人」と少子化により減少傾向。また、「青少年指導員数」は、令和元年度までは55人以上を維持してきたが、指導員の高齢化と新たな成り手が確保できないことから、令和2年度は53人、令和3年度は45人と減少傾向が顕著。
・「施策の達成状況」について、「できたこと」は、「阪南市生涯学習推進ワーキングチームの設置」、「地区公民館への指定管理者制度の導入による中央公民館体制の構築」、「電子図書館の導入」、昨年12月から2月にかけて中央公民館の主導により開催しました連続講座「えんむすびの居場所づくり」。
・「できなかったこと」として、「コロナ禍により、多くの事業やイベントを中止した」としている。教育委員会主催事業で中止したものの多くは、「市民健康マラソン大会」のように参加者が実際に参加して体験するものや、「放課後子ども教室推進事業(わくわく教室)」のように、自主性・主体性・協調性を養うための交流活動を行うものであり、オンライン開催には適していないものが多い。公民館講座のようにオンラインで開催できるものについては、講師の協力を得て、一部オンラインにて開催した。
・オンライン開催に必要な機器等が整っていないことに加え、イベントの趣旨や目的等がオンラインに適していないものもあるため、新型コロナ感染症への対応方法については、随時検討。
・上記の観点に基づき、令和3年度の内部評価は「★★(星2つ)」とした。
・なお、阪南市立文化センターと阪南市立図書館の一体的な指定管理者制度の導入について、行財政構造改革プラン改訂版に掲げる「公共施設の再構築」の一環として、持続可能な都市運営の観点から、効率的な施設運営による管理運営経費の縮減等を目的として進めているところ。6月30日に開催しました指定管理者選定委員会において、指定管理者候補者の選定を行った。9月定例会にて、指定管理者の指定議案が議決されたら、令和5年4月からの指定管理者による施設運営について、円滑な引継ぎを行う。

委員長

・それでは、委員から順に質問する。

委員

・1番、公民館ごとの状況に関して、例えば参加者数等について、何か問題や意見等、指定管理者の方から聞かれていれば教えていただきたい。

・2番の質問に対して、青少年指導員のなり手が少ないというが、それはどのような理由によるものか。

・3番目の電子図書館について、何冊程度の蔵書があるか。また、どのような書籍が入っているのか。利用者のデータと連動してないということだが、電子図書館にアクセスするには、利用者登録のカード番号を入力することになっている。カード番号を入力するにも関わらず、利用者データとは連動しないということで間違いないか。

中央公民館

・指定管理者からは、新型コロナウイルス感染症の影響から、公民館が休館対応や、利用制限等により、行事の実施が困難であったと聞いている。新たな取り組みも実施しているものの、やはりコロナ禍の中で、参加者の足が遠のいていることが問題点と考えている。

生涯学習推進室

・青少年指導員のなり手の不足について、地域社会のつながりの希薄化が要因と考えられる。これは本市に限ってのことではなく、先日開催された大阪府内の担当者会議にて、各市町村共通の認識であった。その結果として、青少年指導員のなり手が見つからなく、青少年の祖父母のような年代の方が大部分を占めていると聞いている。当室としては、府内の全自治体あてに調査を実施しているが、新たななり手を見つけるための妙案は、見つかっていない現状である。現在の指導員とも意見交換をしながら、持続可能な組織について今後も検討を重ねる。

図書館

・電子図書館の蔵書数は、3月末時点で約 34,000 点。うち約31,000 点については、青空文庫、プロジェクトグーテンベルグといった著作権切れの無料コンテンツ。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して購入した有料のコンテンツは約 3,100 点。購入したコンテンツの内訳としては、大人向け・子ども向けがそれぞれ半数ずつ。また、電子の特色として、英語のナレーション音声の付いた絵本を約 500 点購入。

・利用者データとの連動について、電子図書館のシステムは、従来の利用者情報等が入っている主幹システムと別に導入したもの。そこから貸出券番号と生年月日データのみを移行し、電子図書館利用管理のために使用。そのため、直接的に利用者情報とは連動していない。

委員

・電子図書館のシステムに入力された登録番号の元データを見ていけば、利用者情報と紐づけることは可能か。

図書館

・利用者情報との連動にはシステム改修費用がかかるため、貸出券番号と生年月日のデータ移行にて対応している。

委員

・今後、新たなコンテンツの導入を検討するに際して、利用者情報と貸出情報が連動しているほうがい

いのではないかと考える。

図書館

・利用されたコンテンツをランキング形式で確認することは可能なので、利用状況からみてランキング上位のコンテンツを厚く、下位のコンテンツについては他ジャンルへの変更等、検討することは可能である。

委員

・質問 22～24 で回答を受けた内容から、さらに補足で確認する。

・質問 22 について、各施設の利用者数を内部的にどう評価しているか。利用者数を増加させるために検討されたことはあるか。

・質問 23 に関して、「電子図書館の導入により新たな開拓ができた」ということについて、具体的に教えていただきたい。

・質問 24 に関して、「コロナ禍において、イベントを中止」とあり、オンライン開催に必要な機器等が整っていないということも先の説明であった。例えば、機器があれば解決するのか、若しくは実施方法を変更すれば対応可能となるのか。

生涯学習推進室

・コロナ禍において、施設の臨時休館や、一般利用者による主催事業の中止等による利用人数減少の影響が大きい。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、文化芸術活動の支援助成事業等を実施することで、文化活動再開に向けた取り組みを行っている。

中央公民館

・公民館クラブの参加者は一般的に高齢者が多いので、特に参加控えの影響が大きかった。また、公民館まつりの中止等の影響もある。

図書館

・電子図書館の周知方法については、市の Facebook、図書館ウェブサイト及び広報はんなんへの掲載、公共施設の窓口へチラシの設置。また、図書館来館者へチラシを手交し案内。さらに学校に対してまず教職員に知ってもらい、そこから子どもたちへ波及する効果を見込んで、小中学校教職員へのチラシ配布や学校図書館専任司書への研修等を実施。

・今後夏休み期間中に電子図書館体験会を開催予定。体験会については夏休み期間以降も、随時開催予定。

生涯学習推進室

・各事業ごとに、行政及びイベント関係団体にて協議して、会場の利用制限や3密回避が困難であったり等、その時々に応じて中止等対応を決定している。

委員

・質問 15 番として、共生型介護予防拠点が市内に4か所あり、まだであれば見学をお願いしたい。。また、高齢者にとっては、講座を受けることもそうだが、公民館へ来る、階段を上り下りするということでも健康面での効果が期待できると考えられるので、まず公民館へ来てもらえるような取り組みをしてほしい。

・質問 19 番に関して、「1つのクラブが登録公民館を変更」とあるが、中央公民館体制のもと、このような事態は避けられなかったのか。

中央公民館

・公民館へ来てもらうための取り組みとして、尾崎公民館にて週1回「公民館カフェ」を開催しており、来て集まっていただくということもコンセプトの1つとして実施している。また西鳥取公民館については、ロビーを整理し、入ってもらいやすい施設づくりに取り組んだ。

・意見の相違や利便性を考慮のうえで、公民館を移ったものと聞いている。

委員

・電子図書館の PR について、先ほど体験会の実施等あったが、そもそも体験会の周知等についてどのように考えているのか。

・青少年指導員について、委嘱にかかる基準や要件といったものはあるのか。また指導員だよりや研修会、活動報告といった外部への PR はされているのか。

図書館

・QR コードを付した、名刺大のショップカードというものを作成中。スマートフォンをかざしてもらえればすぐにサイトへ移行するため、こちらを市のイベント等で配布できれば、少しずつでも広まっていくと考える。

生涯学習推進室

・青少年指導員については、令和2年度に従来の市長委嘱から、希望者による登録制に改正した。

・登録制への移行により、現在の指導員からは、希望すれば誰でもなれる制度というのは、感情的に受け入れにくいと意見がある。なお、府内市町村に調査をしたところ、回答のあった37団体のうち、35団体が首長委嘱であった。本市としても、市長委嘱に戻す方向で検討している。

・新たななり手がいない現状で、定年制を採用することは難しい。また、青少年指導員の設置は法律に基づいたものではいため、個人情報の調査権限が市町村にはない。従って、補導歴等は確認する術がない。

・対外的な PR については、これから検討していく。

委員長

・質問番号4について、「直営とは違う視点で市民の学習状況をとらえた新しい講座等を的確に運営」とあるが、どういう点が直営とは違ってどんな面白い講座ができたか、例を示していただきたい。

・質問番号5について、指定管理者と連携して事業を進めていくにあたっては、職員に求められる能力がこれまで以上に高くなると思われるが、担当職員のスキルアップについてはどのように考えているか。

・質問番号8番、阪南市文化芸術活動支援助成事業について、どんな団体の、どういう活動を助成されたか教えていただきたい。

中央公民館

・地域の子どもたちに来てもらうために、「グルテンフリーのシュークリームづくり」や「夏休み宿題やろう広場」といった行事を実施。また地元の事を知る機会として、「酒造り体験」や、何か市の歴史に触れられる講座を開催している。その他、レコード鑑賞会等も開催している。

生涯学習推進室

・指定管理者等との連携を図る目的で、昨年度から「生涯学習推進ワーキングチーム」を立ち上げた。これは生涯学習推進室職員、また中央公民館職員、図書館職員が連携をして、施設のイベント情報や運営する施設の情報交換等を円滑に進めるための方策を検討する組織である。

・阪南市文化芸術活動支援助成事業について、令和3年度は21団体が活用。ダンスの発表会やコンサート、合唱グループや中学校の吹奏楽部の練習・発表会など、1か所に大勢が集まっての練習等に活用されている。

委員長

・委員の方、他に質問はないか。

委員

・質問の21番について、助成金・補助金を活用して事業をする場合、助成金がなくなった以降どうするかを見込んで事業をする必要があると考える。図書館として事業をしたわけだが、「図書館では里山保全活動に繋げられない」と書かれている。本来、このような事業は図書館でするべきではなかったと思うが、その点どのように考えているか。

図書館

・森林環境譲与税基金を活用して、令和3年度には森林インストラクターによる講座を実施した。継続して実施したいと考えていたが、当該基金を活用した事業について、令和4年度において本市においては実施できなかった。今後、当該基金を活用する場合には企画提案したい。

委員

・助成金がなくなった以降どうするかを見込んで事業をする必要があると考える。図書館でこのような事業を実施するのは無理があったのではないか。

生涯学習推進室

・補助金ありきでの事業実施ではなく、事業の展望を見据えて実施するものであるとは考える。しかしながら、現在の厳しい財政状況の中、国の交付金等があったタイミングをとらえて新規事業を行っているものの、国の補助メニューも随時スクラップ＆ビルドすることから、中々長続きせず、計画的に事業を継続することが困難である。厳しい状況にあるということでご理解願いたい。

委員

・わかりました。

委員長

・他に質問はないようなので、これで終了する。

○「農業の振興（503）」

委員長

・それでは、都市整備部河川農水課から説明を。

河川農水課

・地域農業の活性化安定化に向けて、JAとの連携強化をすることにより担い手や新規就農者の掘り起こしを推進する。遊休農地を減少させることについて、利用集積の拡大や自己耕作の再開を容易にする農空間の保全に関する農地の多面的な活動を支援するということを取組方針としている。

・遊休農地面積は平成29年度から微増。販売農家数は平成29年度から、減少傾向。大阪版認定農業者制度による認定農業者数も減少傾向。新規就農者数につきましては、この5年間で0である。

・都市近郊の立地優位性を生かしたブランド化や、高付加価値化等の取り組みを進めていくことができなかった。

・内部評価としては、新規就農者の支援や遊休農地解消対策の活動組織への支援、農業用施設の維持

管理、有害鳥獣の駆除、農空間の保全等、農業経営の安定化を図っている。これらの取組から、施策の目指す値が姿にやや近づいているとして「★（星1つ）」とした。

・今後の展開方針として、JA との連携や、農地の利用集積の拡大、農業経営者の意向に沿った形で大阪産（もん）等ブランド化、遊休農地の利用を希望する企業とのマッチングを進めて農地利用を促進する等、これまでの取り組みを引き続き進めることとしている。

委員長

・各委員は質疑を。

委員

・遊休農地の解消について、例えば、小さい区画を市民農園に貸出しているような事業者もあるが、そのような事業者との連携はされてないか。

河川農水課

・主な取り組みとしては、大阪府の農林部局に、本市の遊休農地の情報を共有し、大阪府から新規就農される個人や企業に就農相談等実施しており、その中で企業に現地視察等をしている。

・市民農園については、問い合わせがあった場合、JA に聞いてもらうよう案内している。

委員

・遊休農地の解消というよりも新規就農者を増やすということに力を入れているのか。

河川農水課

・本市で就農する意欲の高い方の相談は受け付けている。相談の中でマッチング等もして進めることもできるが、本市に来てくださいというような PR はできていない。

・PR をしたとしても、本市で就農意欲のある方がどの程度いるか。

・就農された後、交付金等の相談は受けている。

委員

・新規就農を考えている方はどのような人か。どのような相談があったのか。

・今後の展開方針について、JA 以外の連携先の検討として「農地中間管理機構」とあるが、それについて教えていただきたい。

河川農水課

・農地中間管理機構とは、大阪府のみどり公社が窓口として、事業を実施している。みどり公社が各市町村の遊休農地の情報を HP で公表しており、借りたい・貸したい希望者のマッチングを行う。

・元々、農地中間管理事業は、阪南市内においては農業振興地域が対象であったが、要件が緩和され、農業振興地域以外でも対象となったもの。それにより、本市の情報も農地中間管理機構に出し、必要に応じて情報交換等している。

・就農相談については、若い方が多い。20～30 代で農業法人の経験者の独立に係る相談。

委員

・質問9について、阪南ブランド十四匠には農産物としてはなにわ黒牛のみ。阪南ブランド十四匠は多岐の業種にわたるものであり、定義が曖昧になりやすい。農産物単独としてブランドの定義は必要ではないか。

河川農水課

・既に阪南ブランド十四匠があるので、その中で農産物を増やす取り組みは考えうるが、新たなブランドの立ち上げというのは考えていない。

委員

・質問 10 について、他の地域でも作られているものはブランドではない。ブランド化として成功した事例として、田尻町で昔ながらの玉ねぎが浪速の伝統野菜に認定されている。他にも京都大原の赤しそ等。種を門外不出とする等で品種を守り、ブランドを維持している。そのような取り組みについてどう思うか。

河川農水課

・本市では玉ねぎより、収入の見込めるねぎや水ナスの栽培が多い。本市の農家は兼業農家が多く、農地も広いわけではない。ブランド化すると供給量も保たないといけないが、本市の農家の現状からは難しい。そういったこともあり、ブランド化して大々的に売り出していくというのは、今の農家では意欲的にはできない。市としては、要望があれば協力はするといったところ。

委員

・質問5について、5年連続で新規就農者0とある。今後、新規就農に向けて取り組むのであれば、これまでと違った取り組みが必要である。左記の説明では、相談に来た方には対応するといった、受け身の印象がある。来ていただくための取り組みや、5年連続0の結果を受けて何かこれまでと違う事をするのか。

・新規就農者の要件は、45 歳未満であれば誰でもいいのか。

・大阪府 HP にて大阪産(もん)として阪南市のことが載っていない。HP へ紐付けするよう働きかける、メディアを活用するといった PR に向けての取組はしないのか。

河川農水課

・結果として5年連続で新規就農者0であるが、遊休農地の活用として、意向のある特に企業に対して、大阪府を通じて積極的に情報共有し、本市に就農してもらえるような取り組みをしていく。

・新規就農者の要件は、49 歳以下となっている。また、農学校での研修等、実務経験も必要となる。

・大阪産(もん)に入れてもらう手続等については、調査・研究する。

委員長

・阪南ブランドの農産品及び加工品が消費者に定着しているかどうか。定着のためにどんな取り組みをしてきて、担当課としてはどのように評価をしているのか。

・農業経営の安定について、どのような認識をされているのか。

河川農水課

・市内でも水ナスを栽培し、直接販売している方もおり、水ナスは十分に地域に定着しているものと考える。

・農業経営の安定について、本市は兼業農家が多く、作る作物によっては交付金がもらえるので、毎年調査をして交付金を支払う事業を実施している。当該事業を通じて、経営状況等は把握している。

委員長

・私の思う農業経営の安定とは少し違う気もするが、わかりました。他に質問がないようなので、これで質疑を終了する。

4.　　判定区分等についての協議(非公開)

5.　　その他

事務局

・次回の日程は、8月8日（月）18 時から、本日同様全員協議会室なので、よろしくお願いしたい。

委員長

・本日の案件はすべて終了した。これをもって第3回阪南市外部評価委員会を閉会する。

以上